

○阿蘇市神楽苑条例

平成17年2月11日阿蘇市条例第190号

改正

平成18年8月10日条例第32号

阿蘇市神楽苑条例

(設置)

第1条 阿蘇市の文化と産業を活用し、地域経済の活性化を図るため、神楽苑を設置する。

(名称及び位置)

第2条 神楽苑の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 阿蘇市神楽苑

位置 阿蘇市波野大字小地野1598番地1他8筆

(施設)

第3条 阿蘇市神楽苑（以下「神楽苑」という。）に、次に掲げる施設を置く。

- (1) イベントデッキ 1,449平方メートル
- (2) 農産物直売施設及び研修施設 389平方メートル
- (3) 農産物加工施設 220平方メートル
- (4) 神楽館 297平方メートル
- (5) 公衆便所 69平方メートル
- (6) 乾燥調整施設 267平方メートル
- (7) 機械格納庫 75平方メートル
- (8) 特產品販売所 46平方メートル

(事業)

第4条 神楽苑は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域の連携推進
- (2) 休憩機能の整備
- (3) 情報交流の推進
- (4) 神楽の保存伝承業務
- (5) 地域文化と産業の活用推進
- (6) 地域経済の活性化推進

(休苑日)

第5条 神楽苑の休苑日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月第2水曜日
- (2) 12月31日から翌月1月1日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、神楽苑の管理上必要があると認めるときは、臨時に休苑日を定め、又は休苑日に開苑することができる。

(開苑時間)

第6条 神楽苑の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の開苑時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第7条 次に掲げるところにより施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 神楽苑の全部又は一部を占有する使用
- (2) 神楽苑内での物品等の販売、宣伝行為による使用
- (3) その他市長が許可の必要があると認める使用

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。

- (1) その使用が神楽苑の設置の目的に反するとき。
- (2) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) その使用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) その他市長が施設等の管理上支障があると認めるとき、又は市長が適当でないと認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条の規定による使用の許可を受けた者（以下「許可使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第10条 使用者（施設等を使用する者をいい、許可使用者を含む。）は、施設等を使用するに当た

って、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料及び入場料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) その他市長が公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入苑の禁止等)

第12条 市長は、神楽苑内の秩序を乱し、若しくは他の入苑者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入苑を禁止し、又はその者に退苑を命ずることができる。

(使用料等)

第13条 別表第1に掲げる施設の使用の許可を受けた者は同表に定める使用料を、神楽苑に入場しようとする者は別表第2に定める入場料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、附属設備の使用料は、別に定める。

(使用料等の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料及び入場料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第15条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めることは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 施設等の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、施設等を使用することができないとき。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第11条の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分

を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第17条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第18条 神楽苑の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により神楽苑の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別な事情があると認めたときは、阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例（平成18年阿蘇市条例第1号。次項において「手続条例」という。）第4条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 第1項の規定による指定管理候補者の選定にあたっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第4条各号の書類の提出を求め、手続条例第5条各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定により神楽苑の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、神楽苑の休苑日を変更し、若しくは別に定め、又は開苑時間を変更することができる。

5 第1項の規定により神楽苑の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

6 第1項の規定により神楽苑の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が神楽苑の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

7 第1項の規定により神楽苑の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が神楽苑の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第19条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
 - (2) 神楽苑の利用の許可に関する業務
 - (3) 神楽苑の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が神楽苑の管理上必要と認める業務
- (利用料金)

第20条 第13条第1項の規定にかかわらず、神楽苑の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に神楽苑の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を收受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の波野村神楽苑施設の設置及び管理に関する条例（平成3年波野村条例第6号。以下「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに利用の許可を受けた施設等に係る使用料等は、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年8月10日阿蘇市条例第32号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の阿蘇市神楽苑条例第18条第1項の規定により管理を委託している阿蘇市神楽苑の管理については、平成18年8月31日までの間は、なお従前の例による。

別表第1 (第13条関係)

使用料

区分	1時間当たりの使用料（消費税を含む。）	
	市内居住者	市外居住者
イベントデッキ	500円	1,000円

(注) 使用期間に端数を生じた場合は、1時間とみなす。

別表第2 (第13条関係)

入場料

区分	個人（1人1回）	団体
		(20人以上・1回)
高校生以上	200円	160円
中学生以下	100円	80円